

さいたま市告示第1295号

さいたま市水道局告示第100号

令和7年度及び令和8年度において、さいたま市及びさいたま市水道局が発注する施設、その他又は物品の小規模な修繕請負契約に係る事業者の登録について必要な事項を定めたので、次のとおり公示する。

令和6年7月26日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市水道事業管理者 小 島 豪 彦

1 用語の定義

この告示において次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 小規模修繕

内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易な100万円以下の小規模な修繕請負のことをいう。

(2) 登録名簿

さいたま市小規模修繕業者登録名簿のことをいう。

(3) 業者登録

小規模修繕の契約を希望する事業者を、登録名簿に登載することをいう。

(4) 市長等

さいたま市長及びさいたま市水道事業管理者のことをいう。

2 小規模修繕業者登録をすることができない者

小規模修繕業者登録を希望する者が次の各号のいずれかに該当する場合は、業者登録をすることができない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4第1項に掲げる者

(2) 施行令167条の4第2項の規定により、さいたま市の競争入札に参加させないこととされた者

(3) 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が、その事業活動を支配している場合、その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長等が不適格であると認める者

(4) 国税（消費税及び地方消費税並びに法人にあつては法人税、個人事業主にあつては申告所得税及び復興特別所得税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納付中である者

(5) 地方税（法人にあつては法人市民税、個人事業主にあつては個人市民税）について未納がある者又はこれに未納があり分割納入中である者

(6) 個人事業主の場合は、さいたま市に住民登録を有しない者、さいたま市内に本店を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(7) 法人の場合は、さいたま市内に主たる営業所（本社・本店等）を有しない者又はさいたま市外にある事業所で登録をしようとする者

(8) さいたま市の実施する競争入札の参加資格に関する審査を受け、さいたま市競争入札参加資格者名簿に登録されている者

(9) 次に掲げる者は、その資格の有効期限内において資格審査を受けることができない。

ア 一度登録の申請を受けた登録業務を他の登録業務に変更しようとする者

イ 一度登録の申請を受けた登録業務について、再度登録の申請を受けようとする者

ウ 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の上限まで既に申請を行った者

3 登録業務等

(1) 登録業務の区分は次表に掲げるとおりとする。

大工	内装	屋根
畳	ふすま・障子	ガラス
給排水設備	給湯設備	トイレ
サッシ・カーテン	空調設備	ガス管配管設備
厨房設備	電気設備	ドア・シャッター
塗装	防犯設備	外構・フェンス
その他修繕	物品修繕	

(2) 登録の有効期間内に申請することができる登録業務の数は5以内とする。

4 業者登録の方法

業者登録を希望する事業者は、小規模修繕業者登録申請書に次に掲げる書類を添付し、市長等に提出するものとする。

(1) 小規模修繕登録希望業務申請書

(2) 履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書（写し可）【法人のみ対象】

(3) 身分（元）証明書（写し可）【個人事業主のみ対象】

(4) 後見登記等ファイルに成年被後見人、被保佐人又は被補助人とする記録がないことの証明書（被補助人にあつては、後見登記等ファイルに記録されている事項の証明書）（写し可）【個人事業主のみ対象】

(5) 「法人税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の3）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【法人のみ対象】

(6) 「申告所得税及復興特別所得税」及び「消費税及地方消費税」の納税証明書（その3の2）又はこれと同じ税目について交付された納税証明書（その3）（写し可）【個人事業主のみ対象】

(7) さいたま市の市税納税証明書（写し可）【納付状況等照会に同意しない場合のみ対象】

(8) 行政書士委任状【行政書士による代理申請の場合のみ対象】

(9) その他必要と認める書類

5 受付期間

(1) 令和6年9月2日から令和6年10月4日まで（以下「定期登録」という。）

(2) 令和7年4月1日から令和9年2月15日まで（以下「随時登録」という。）

ただし、さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く。

6 登録名簿への登載

市長等は、登録の申請があったときはこれを審査し、適格と認めたときは、登録名簿に登載し、一般に公開する。

7 登録の有効期間

(1) 定期登録

令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

(2) 随時登録

登録名簿に登載された日から令和9年3月31日まで

8 業者登録結果の通知

業者登録の結果については、郵送により通知する。

9 変更等の届出

登録名簿に登載された者は、申請内容に変更が生じたときは、直ちに関係書類を添えて市長等に対し届け出るものとする。

10 登録名簿からの抹消

市長等は次の各号のいずれかに該当するときは、その者を登録名簿から抹消するものとする。

- (1) 2(1)、(2)、(3)、(6)、(7)又は(8)に該当する者となったとき。
- (2) 登録名簿からの抹消を申し出たとき。
- (3) その他市長等が必要と認めるとき。

11 資料提出等の請求

市長等が必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、小規模修繕業者登録の申請をした者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

12 その他

詳細は、令和7・8年度さいたま市小規模修繕業者登録申請の手引による。